

未熟児養育医療について

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。

※世帯の市町村民税額等に応じて一定の自己負担がありますが、那覇市こども医療費助成制度の対象となります。

○対象者

那覇市内に居住する未熟児で、つぎのいずれかの症状を有し、医師が入院して養育を受ける必要があると認めた乳児

- 1 出生時体重が2,000グラム以下の乳児
- 2 1以外の乳児で、生活力が特に弱く、つぎに掲げるいずれかの症状を示す乳児
 - ①けいれん、運動異常
 - ②体温が摂氏34度以下
 - ③強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ④くり返す嘔吐(おうと)など消化器の異常
 - ⑤強い黄疸(おうだん)

○新規申請

お子さまの入院中に申請してください。退院後の申請は原則受付できません。

出生届を提出する前に申請はできません。出生届を出してから申請してください。

※お子さまの入院中に「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」など必要書類が揃わない場合は、先に申請書と養育医療意見書を提出してください。提出できなかった書類は、すみやかに提出してください。

受付場所：那覇市保健所 1階 母子・難病受付

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時(土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日、年末年始を除く)

No	手続きに必要なもの	備考
1	養育医療給付申請書	申請手続きを行う保護者の本人確認できるもの(運転免許証、個人番号カード、パスポートなど)を持参してください。
2	養育医療意見書	<u>指定養育医療機関の医師</u> に記入してもらってください。
3	世帯調書	<u>お子さまと、その児と生計を同一にする世帯全員の個人番号(マイナンバー)</u> の記入が必要です。 ※ <u>単身赴任など別世帯の扶養義務者</u> を含みます。
4	個人番号(マイナンバー)を確認するため必要なもの	個人番号カードもしくは個人番号通知カード、または個人番号が記載された住民票で確認できます。
5	「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」または「マイナポータルの資格情報画面」	<u>お子さまの健康保険の資格情報</u> が確認できるもの 記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得年月日(適用開始日)、被保険者氏名、保険者番号、保険者名を確認します。
6	住民票謄本 ※那覇市に住民登録している方は、世帯調書(No3)の提出で省略できます。	<u>単身赴任など扶養義務者が他市町村に住民登録</u> している場合は、住所地の市町村から交付された住民票が必要です。
7	所得課税証明書 ※本年1月1日時点(1月～6月に申請する場合は前年の1月1日時点)に那覇市に住民登録し所得申告済の方は、世帯調書(No3)の提出で省略できます。	同一世帯全員(15歳以下を除く)の所得課税証明書(市町村民税の課税額がわかる証明書)を提出してください。 ※ <u>単身赴任など別世帯の扶養義務者</u> を含みます。 ※所得課税証明書を取得するためには、 <u>居住していた市町村</u> での申告が必要です。
8	委任状、権限委任事前確認事項 ※国民健康保険または全国健康保険協会の加入者のみ	こども医療費助成制度の支給申請ならびに受領に関する権限を那覇市長へ委任する場合に提出してください。 書類は受付窓口にあります。
9	親子健康手帳(母子健康手帳)	
10	印鑑(認印可)	保護者以外の代理申請の場合は、代理人の印鑑も必要です。

○養育医療給付の決定

申請後、給付決定された場合は、保護者と入院中の指定養育医療機関へ「養育医療券」を交付します。

養育医療券に記載されている事項に**変更**があった場合や**転院**する場合は、手続きが必要です。

※転院する場合は、転院先の指定養育医療機関からの養育医療意見書が必要となります。

※養育医療券に記載された診療予定期間後も引き続き入院治療が必要な場合は、その期間内に手続きが必要です。事前に、那覇市保健所地域保健課へ連絡してください。

○自己負担金

養育医療給付が決定すると、**自己負担金**が生じます。この自己負担金は、お子さまの入院日数および世帯の市町村民税額等に応じて月毎に決定されます。

※お子さまの医療費にかかる自己負担金は、養育医療券に記載された「母子保健法第20条の規定により支払いを命ずる額(入院月額)」となります。

※養育医療給付は、入院医療費のうち、保険対象の治療と食事療養費(ミルク代)が対象となります。差額ベッド代、おむつ代、通院費などは対象外です。

(1) 医療費総額(①)のうち、保険者負担(②)を除いた部分(①-②)の一部を公費負担します。

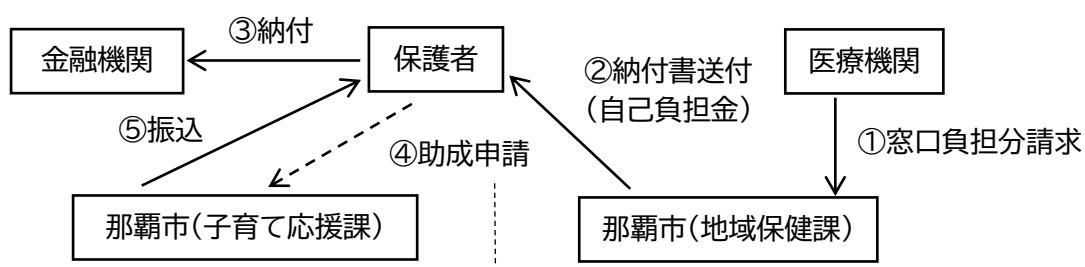
医療費総額(①)			
保険者負担(②)8割	窓口負担(①-②)2割		
	高額療養費	公費負担	自己負担

(2) 自己負担金は、後日、徴収金額決定通知と納付書を送付しますので、金融機関にて納付してください。

※自己負担金は、那覇市こども医療費助成制度の対象です。

徴収金額決定通知書と領収書を提示して子育て応援課へ申請すると、払戻が受けられます。

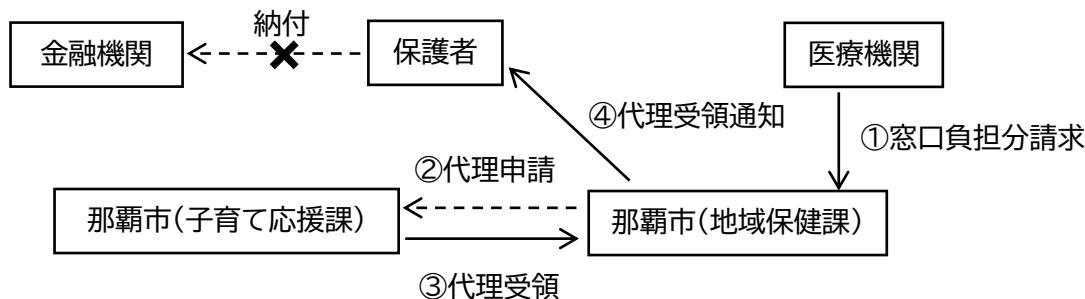
くわしくは、那覇市子育て応援課(本庁舎3階)電話098-861-6951へお問い合わせください。



(3) こども医療費助成制度の支給申請ならびに受領に関する権限を那覇市長へ委任した方は、自己負担金をこども医療費から代理受領するため、金融機関での納付はありません。

ただし、代理受領できない場合は、徴収金額決定通知と納付書を送付しますので、金融機関にて納付してください。

※代理受領できるのは、国民健康保険または全国健康保険協会の加入者のみです。



【お問い合わせ】
〒902-0076 那覇市与儀 1-3-21
那覇市保健所 地域保健課 医療費助成グループ
電話:098-853-7962

